

# 石川町第3次 集中改革プラン

(平成25年度～平成27年度)

平成25年6月

福島県 石川町

## 目次

---

---

第3次集中改革プランとは	1
これまでの行政改革の取り組み	1
計画の位置付け	3
推進期間	3
推進体制	3
取り組みの内容	4
1 事務事業の見直し	4
2 民間委託等の推進	4
3 総人件費の抑制	5
4 出資法人の見直し	5
(1) 母畑レークサイドセンター運営協会	
(2) 社会福祉協議会	
5 財源の確保	5
6 地方公営企業の見直し	6
(1) 水道事業会計、簡易水道事業特別会計	
(2) 宅地造成事業特別会計	
【参考】主な取り組み実績	8
【参考】財政指標等の推移	13

## ■ 第3次集中改革プランとは

---

本町では、厳しい経済・財政状況を踏まえ、事務事業の見直しや定員管理及び給与の適正化など、第2次集中改革プランの各項目に掲げた、具体的な取り組みを推進してきたところであり、着実にその成果が表れてきています。

しかしながら、人口減少社会の到来、少子高齢化の進展等、社会構造の変化が進む中、行政需要の高度化・多様化の傾向は一層強くなっており、この傾向は今後も続いていくものと思われまます。

限られた財源の中、町政運営に対する町民の様々な要請に柔軟に応えていくため、今回、第3次集中改革プランを策定して、引き続き、一層の行財政改革を推進し、簡素で効率的な行政運営を目指すものです。

## ■ これまでの行政改革の取り組み

---

本町では、昭和61年2月に「石川町行政改革大綱」を策定し、内外における社会情勢の変化に迅速に対応した効率的な行政を展開するため、行政改革に取り組んできました。

平成8年1月には、石川町行政改革懇談会を設置し、行政改革に関する提言を受け、行財政の見直しをさらに推進するため、同年10月に「石川町第2次行政改革大綱」を策定しました。

その後、平成11年度には国から「地方自治・新時代に対応した地方公共団体の行政改革推進の指針」が示されたことから、大綱に数値目標等を加え、さらに、平成12年1月には見直しを図り、社会経済の変化に対応できる町政の確立や、簡素で効率的な行財政システムの実現に向けた行政改革の取り組みを実施し、その成果を上げてきたところです。

しかしながら、財政を取り巻く環境はますます厳しさを増す一方で、地方分権等により義務的経費、経常的経費が増大している状況下において、様々な行政課題に対応した施策を展開していくためには、思い切った発想の転換による、行財政構造の抜本的な改革をさらに進めることが必要となり、平成16年3月に「石川町第3次行政改革大綱（3次行革大綱）」並びに具体的な改革内容を明らかにするための「石川町第3次行政改革実施計画」を策定し、関係各課が協力体制を取りながら改革に取り組んできました。

さらに、平成16年11月には、3次行革大綱に基づき、歳出削減や歳入確保に向けた取り組みを掲げるとともに、具体的な歳出削減（歳入確保）目標額を設定した「石川町行財政改革プログラム」を策定したほか、平成18年2月には、新地方行革指針に基づき「石川町集中改革プラン」（平成19年9月見直し）を策定し、行財政全般の改革を実施することにより、収支均衡型の財政構造への転換を図る取り組みを推進してきました。

その後、「石川町集中改革プラン」の推進期間満了に伴い、平成22年度以降の本町における行財政改革の具体的な取り組みを推進するための指針とすべく、平成22年3月に「石川町第2次集中改革プラン（推進期間：平成22年度～24年度）」を策定したところです。

## 行政改革の取り組み

年月	事 項
昭和60年12月 昭和61年 2月	石川町行政改革に関する提言書（石川町行政改革懇談会） <b>石川町行政改革大綱の策定</b> 推進期間： 昭和61年度から63年度（3年間） 推進事項： ①事務事業の見直し ②組織機構の簡素合理化 ③職員の給与制度の適正化 ④職員の定員管理の適正化 ⑤民間委託、OA化等事務改善の推進 ⑥公共施設の設置及び管理運営の合理化
平成 8年 8月 平成 8年10月	石川町の行政改革に関する提言（石川町行政改革懇談会） <b>石川町第2次行政改革大綱の策定</b> 推進期間： 平成8年度から12年度（5年間） 推進事項： ①事務事業の見直し ②時代に即応した組織及び機構の見直し ③定員管理及び給与の適正化の推進 ④効果的な行政運営等職員的能力開発等の推進 ⑤行政の情報化の推進等による行政サービスの向上 ⑥効率的な公共施設の設置及び管理運営
平成10年 3月	<b>石川町第2次行政改革大綱実施計画の策定</b>
平成12年 1月	<b>石川町第2次行政改革大綱の一部見直し</b> 推進期間： 平成8年度から14年度（7年間 ※2年間延長）
平成12年 1月	<b>石川町第2次行政改革大綱実施計画の一部見直し</b>
平成16年 3月	<b>石川町第3次行政改革大綱の策定</b> 推進期間： 平成16年度から18年度（3年間） 推進事項： 1 町民と行政との協働体制の確立 ①政策形成への町民の参加 ②ボランティア団体、NPOとの連携 2 分権社会に対応した効率的な行政運営 ①職員の意識改革と人材育成 ②組織、機構の再構築 ③財政基盤の確立 ④事務事業の見直し ⑤民間との役割分担の明確化 ⑥IT活用による電子自治体の構築 ⑦行政評価システムの確立
平成16年 3月	<b>石川町第3次行政改革実施計画の策定</b>
平成16年11月	<b>石川町行財政改革プログラムの策定</b> 推進期間： 平成16年度から20年度（5年間） 取組内容： 1 歳出削減に向けた取り組み ①職員数の削減と人件費総額の抑制 ②非常勤特別職の見直し ③施設管理経費の削減 ④事務事業の抜本的な見直し ⑤補助費等の抑制 ⑥投資的経費の抑制 2 歳入確保に向けた取り組み ①町税収入の確保 ②町有財産の有効活用 ③受益者負担の適正化
平成18年 2月	<b>石川町集中改革プランの策定</b> 推進期間： 平成17年度から21年度（5年間） 取組内容： 1 歳出削減に向けた取り組み 2 歳入確保に向けた取り組み 3 既存法人の見直し 4 地方公営企業の改革 ※細項目については、記述を省略
平成19年 9月	<b>石川町集中改革プランの見直し</b> 推進期間： 平成19年度から21年度（3年間）
平成22年 3月	<b>石川町第2次集中改革プランの策定</b> 推進期間： 平成22年度から24年度（3年間） 取組内容： 1 事務事業の見直し 2 民間委託等の推進 3 定員管理及び給与の適正化 4 出資法人の見直し 5 財源の確保 6 地方公営企業の見直し

## ■ 計画の位置付け

---

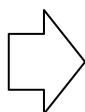
---

第2次集中改革プランの推進期間満了に伴い、新たに取り組みが必要な項目（行政課題等）のほか、引き続き取り組みが必要な項目を継承し、平成25年度以降の本町における行財政改革の具体的な取り組みを推進するための指針とします。

[具体的な取り組み項目]

### 石川町第2次集中改革プラン

- |                |
|----------------|
| 1 事務事業の見直し     |
| 2 民間委託等の推進     |
| 3 定員管理及び給与の適正化 |
| 4 出資法人の見直し     |
| 5 財源の確保        |
| 6 地方公営企業の見直し   |



### 石川町第3次集中改革プラン

- |              |
|--------------|
| 1 事務事業の見直し   |
| 2 民間委託等の推進   |
| 3 総人件費の抑制    |
| 4 出資法人の見直し   |
| 5 財源の確保      |
| 6 地方公営企業の見直し |

## ■ 推進期間

---

---

第3次集中改革プランの推進期間は、平成25年度から平成27年度までの3年間とします。

## ■ 推進体制

---

---

第3次集中改革プランは、進行管理等について「石川町行政改革推進本部」が主体となり、全庁をあげて推進します。

また、推進期間内における実施状況は、「行政改革推進委員会」が中心となって取りまとめ、毎年度議会に報告するとともに、町民に分かりやすく公表していきます。

## ■ 取り組みの内容

※項目内の「㊦」は、第3次集中改革プランにおいて新たに取り組む項目

### 1 事務事業の見直し

項 目	具体的な取組内容	実施時期
補助金の見直し	・「補助金交付基準」及び「補助金見直し基準」に基づき、町単独補助金交付の必要性について、予算編成時などに検証を行う。	随時
新たな資金調達手法の導入	・町民の行政への参加意欲の高揚と協働のまちづくりを推進するため、住民参加型市場公募地方債等の資金調達手法を検討し、その導入を図る。	随時
新地方公会計制度に基づく公有財産台帳の整備	・財産評価等を段階的に行いながら、新地方公会計制度に基づく公有財産台帳の整備を進める。	25年度から
土地開発事業特別会計の見直し	・土地開発事業特別会計の廃止、一般会計への編入等を検討する。	25年度
㊦ 地域生活交通の総合的施策の推進	・既存交通実態調査、利用者ニーズ調査、実証運行等を行い、総合的な地域生活交通ネットワークの形成を図る。	25年度から
㊦ 公共施設・跡地利用の推進	・公共施設・跡地の有効利用を推進する。	25年度から
㊦ 保育施設のあり方の検討	・公立保育所の効率的な運営や保育ニーズに対応したサービスの提供等について、石川町保育運営等検討委員会の提言をもとに検討する。	25年度から
㊦ 簡素で効率的な組織機構の構築	・庁舎の集約化を踏まえ、分かりやすく簡素で効率的な組織機構を構築し、町民サービスの向上を図る。	25年度から

### 2 民間委託等の推進

#### (1) 施設関係

項 目	具体的な取組内容	実施時期
直営施設の管理・運営方法の検討	・老人ホーム長生園、自治センターなど直営施設の管理・運営方法について、民営化、指定管理者制度など様々な手法を検討し、その導入を図る。	25年度から

#### (2) 業務関係

項 目	具体的な取組内容	実施時期
学校給食調理業務の民間委託	・経費節減を図るため、小中学校給食調理業務の民間委託を実施する。	25年度
直営事務事業の民間委託	・簡素で効率的な行財政運営を確立するため、直営事務事業の民間委託を推進する。	随時

### 3 総人件費の抑制

項 目	具体的な取組内容	実施時期
特別職給与の削減	・特別職の給料月額の一割（町長15%、副町長及び教育長10%）を期末手当から削減する。	25年度
⑧ 職員採用・配置の適正化	・第2次定員適正化計画に基づく目標数値（平成25年度当初150人）を踏まえつつ、不均衡な年齢構成等の是正を図るため、計画的かつ適正規模の新規採用を行う。 ・限られた人員の中、分権型社会に対応した質の高い行政サービスを提供するため、職員配置の一層の効率化・適正化を推進する。	25年度から
⑧ 一般職員給与の適正化	・一般職員給与の更なる適正化に向けて、現行の給与制度の総点検を行うほか、国県の給与制度に準じて必要な見直しを図る。	25年度から
⑧ 時間外勤務の抑制	・計画的な業務運営及び適正な執行管理を推進し、時間外勤務の抑制を図る。 ※地方公営企業、出資法人等も同様に抑制を図る。	25年度から
議会議員報酬等の削減	・平成23年11月1日から27年8月31日まで、議会議員報酬月額の5%を削減する。 ・平成23年11月1日から27年9月14日まで、議会議員の費用弁償を支給停止する。	25から27年度

### 4 出資法人の見直し

#### (1) 母畑レークサイドセンター運営協会

項 目	具体的な取組内容	実施時期
効率的な運営（管理）の検討	・退職者不補充により、職員数を削減する。 ・今後、職員数が減少していく中での、効率的な協会の運営、施設の管理等について検討する。	随時

#### (2) 社会福祉協議会

項 目	具体的な取組内容	実施時期
⑧ 業務のあり方の検討	・福祉業務が増大する中、町と社会福祉協議会の役割分担等、業務のあり方について検討する。	25年度から

### 5 財源の確保

項 目	具体的な取組内容	実施時期
町税徴収対策の強化	・収納向上対策本部との情報共有を図りながら、課内での徴収強化を図る。 ・滞納処分（差押え）を強化し、収納率の向上に努める。 ・県の直接徴収制度等を活用し、収納率の向上に努める。	随時

未利用財産の処分・活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・未利用財産の精査及び処分に努める。</li> <li>・貸与物件の精査及び処分に努める。</li> <li>・一般公募による処分を行う。</li> </ul>	随時
使用料・手数料の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費税改正に係る、使用料・手数料の見直しを図る。</li> </ul>	25年度から
特定目的基金の適正管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国債、公債証券の買入等、確実な方法による積立金管理を行う。</li> </ul>	随時

## 6 地方公営企業の見直し

### (1) 水道事業会計、簡易水道事業特別会計

項目	具体的な取組内容	実施時期
経営改革の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「石川町地域水道ビジョン」に基づき、簡易水道と上水道の事業統合を行う。</li> <li>・水道料金改定の検討を行う。</li> </ul>	随時
⑧ 時間外勤務の抑制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・普通会計に準じて、時間外勤務の抑制を図る。</li> </ul>	25年度から

### (2) 宅地造成事業特別会計

項目	具体的な取組内容	実施時期
経営改革の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・藤沢工業用地の販売促進を図る。</li> <li>・古館団地、谷津団地の未売却地について販売促進を図るとともに、地価の動向等を見極めながら分譲価格の適正化を図る。</li> </ul>	随時



## 【参考】主な取り組み実績

### 1 事務事業の見直し

整理No.	事 項		
1	路線バス対策経費の縮減		
	H14	H19	H20
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運行路線の削減 17路線⇒11路線</li> <li>・運行路線の減便 「石川・白河線」 「石川・須賀川線」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運行距離の短縮 「石川・上遠野線」 ⇒「石川・仁田線」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運航路線の減便 「石川・新白河線」 平日：9⇒7往復 土日、祝日：6⇒5往復</li> </ul>
2	敬老祝金支給対象者の縮小（75歳以上⇒75歳到達者）〔H18年度〕		
3	町民号事業の休止〔H18年度〕		
4	母衣旗まつり事業の休止〔H18年度〕		
5	松くい虫防除エリアの見直し（第3次計画の策定）〔H18年度〕		
6	親善武道大会事業の中止〔H18年度〕		
7	学校給食調理業務の民間委託に向けた臨時職員の配置〔H18年度〕		
8	牛海綿状脳症支援特別資金利子補給事業補助金の廃止〔H18年度〕		
9	冷害対策特別資金利子補給事業補助金の廃止〔H18年度〕		
10	老人作品展事業補助金の段階的な縮小（H16：100,000円⇒H17：70,000円⇒H18：35,000円⇒H20：廃止）〔H18年度〕		
11	個別の補助金の事業実績、事業効果等の検証〔各年度、予算編成時〕		
12	負担金の抑制（必要性の薄い団体からの脱退（解散含む））〔H18年度〕		
	H18	H19	H20
	2団体から脱退 <ul style="list-style-type: none"> <li>・郡山社会保険委員会</li> <li>・東北地区工業再配置促進事業連絡協議会</li> </ul>	1団体から脱退 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ときわ路広域観光連絡協議会</li> </ul>	4団体から脱退 <ul style="list-style-type: none"> <li>・県社会福祉協議会</li> <li>・県老人福祉施設協議会</li> <li>・県勤労青少年ホーム連絡協議会</li> <li>・シンクタンクふくしま</li> </ul>
13	石川地方生活環境施設組合負担金分賦率の見直し〔H18年度〕		
14	石川地方諸団体への法令外負担金の削減〔H18年度〕		
	H18	H19	H20
	9団体への負担額を減額（△109千円）	14団体への負担額を減額（△82千円）	14団体への負担額を減額（△399千円）
15	新規事業（普通建設事業）の凍結〔H18年度〕		
16	小中学校統合推進委員会の設置〔H19年度〕		
17	武道館の廃止（第二体育館⇒武道館に用途変更）〔H19年度〕		
18	定住促進支援金の廃止〔H19年度〕		
19	「補助金交付基準」、「補助金見直し基準」の策定〔H20年度〕 ※全補助金等について実態調査を実施、全補助金等について交付要綱等を制定		
20	戸籍の電算化〔H21年度〕		
21	町単独補助金等の見直し〔H21年度〕 ※22補助金を廃止、終期設定、縮小、整理統合		
22	温水プールの有効活用（学校授業へ解放）〔H21年度〕		
23	定住促進奨励金の廃止〔H21年度〕		
24	「行政評価導入の指針」を策定し、事業評価及び政策評価を実施〔H22年度〕		

25	野木沢小学校、母畑小学校の給食調理業務を民間委託〔H22年度〕																				
26	石川小学校、石川中学校の給食調理業務を民間委託〔H23年度〕																				
27	石川町立小中学校統合計画を策定〔H24年度〕																				
28	石川町小学校及び中学校条例の改正〔H24年度〕																				
29	石川町保育運営等検討委員会の設置〔H24年度〕																				
参考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敬老会招待者の対象年齢の引き上げ（70歳以上⇒75歳以上）〔H11～H15年度段階的引上げ〕</li> <li>・納税組合に対する納税奨励金の交付率引下げ〔H13年度〕</li> <li>・戦没者追悼式事業の隔年実施〔H14年度〕</li> <li>・納期前納付報奨金制度の廃止〔H15年度〕</li> <li>・就職ガイドブック刊行事業の休止〔H15年度〕</li> <li>・75歳以上の敬老祝金支給額の引き下げ（3,000円⇒2,000円）〔H16年度〕</li> <li>・母畑湖畔ロードレース大会事業の中止〔H16年度〕</li> <li>・親子芸術劇場、芸術鑑賞事業の中止〔H16年度〕</li> <li>・町史発刊数の削減〔H16年度〕</li> <li>・消耗品費、燃料費、光熱水費の節減及び庁務員の廃止〔H16年度〕</li> <li>・庁舎清掃業務委託の廃止（直営化）〔H16年度〕</li> <li>・寝具乾燥等サービス事業の廃止〔H17年度〕</li> <li>・老人鍼灸マッサージ等施療費助成額の段階的縮小・廃止（H16：5,000円⇒H17：3,000円⇒H18：2,000円⇒H20：廃止）〔H17年度〕</li> <li>・「公共工事コスト縮減計画」に基づく公共工事コストの削減〔H17年度〕</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>H18</td> <td>H19</td> <td>H20</td> <td>H21</td> <td>H22</td> </tr> <tr> <td>9件 (6.0%)</td> <td>4件 (4.3%)</td> <td>4件 (6.4%)</td> <td>19件 (4.8%)</td> <td>11件 (5.9%)</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>H24</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>27件 (2.8%)</td> <td>5件 (8.2%)</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・需用費等の経常経費の節減〔各年度、予算編成時〕</li> <li>・「幼児保育施設等再編整備計画」に基づく保育所、児童館、幼稚園の統廃合（13施設⇒4施設）〔H17年度〕</li> <li>※嘱託職員（保育士）の雇用抑制、施設維持管理経費の削減</li> <li>・地区公民館の管理運営体制の見直し〔H17年度〕</li> <li>※公民館担当職員の減員</li> </ul>	H18	H19	H20	H21	H22	9件 (6.0%)	4件 (4.3%)	4件 (6.4%)	19件 (4.8%)	11件 (5.9%)	H23	H24				27件 (2.8%)	5件 (8.2%)			
H18	H19	H20	H21	H22																	
9件 (6.0%)	4件 (4.3%)	4件 (6.4%)	19件 (4.8%)	11件 (5.9%)																	
H23	H24																				
27件 (2.8%)	5件 (8.2%)																				

## 2 民間委託等の推進

整理No.	事項
1	公の施設（5施設）の管理運営について指定管理者制度の導入〔H18年度〕 ※導入施設：老人福祉センター、老人デイサービスセンター長生園、塩沢農業構造改善センター、共同福祉施設、母畑レークサイドセンターレストハウス

## 3 定員管理及び給与の適正化

整理No.	事項																																																																																																
1	「第2次定員適正化計画」に基づく職員数の削減〔各年度〕 <div style="text-align: right;">（単位：人）</div> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>区分</td> <td>H11</td> <td>H12</td> <td>H13</td> <td>H14</td> <td>H15</td> <td>H16</td> <td>H17</td> <td>H18</td> <td>H19</td> <td>H20</td> <td>H21</td> </tr> <tr> <td>職員数</td> <td>223</td> <td>219</td> <td>217</td> <td>212</td> <td>207</td> <td>200</td> <td>196</td> <td>191</td> <td>180</td> <td>172</td> <td>170</td> </tr> <tr> <td>比較</td> <td></td> <td>▲4</td> <td>▲2</td> <td>▲5</td> <td>▲5</td> <td>▲7</td> <td>▲4</td> <td>▲5</td> <td>▲11</td> <td>▲8</td> <td>▲2</td> </tr> <tr> <td>累計</td> <td></td> <td>▲4</td> <td>▲6</td> <td>▲11</td> <td>▲16</td> <td>▲23</td> <td>▲27</td> <td>▲32</td> <td>▲43</td> <td>▲51</td> <td>▲53</td> </tr> <tr> <td>区分</td> <td>H22</td> <td>H23</td> <td>H24</td> <td colspan="8"></td> </tr> <tr> <td>職員数</td> <td>165</td> <td>157</td> <td>154</td> <td colspan="8"></td> </tr> <tr> <td>比較</td> <td>▲5</td> <td>▲8</td> <td>▲3</td> <td colspan="8"></td> </tr> <tr> <td>累計</td> <td>▲58</td> <td>▲66</td> <td>▲69</td> <td colspan="8"></td> </tr> </table> ※各年度4月1日現在の職員数（派遣職員を除く）	区分	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	職員数	223	219	217	212	207	200	196	191	180	172	170	比較		▲4	▲2	▲5	▲5	▲7	▲4	▲5	▲11	▲8	▲2	累計		▲4	▲6	▲11	▲16	▲23	▲27	▲32	▲43	▲51	▲53	区分	H22	H23	H24									職員数	165	157	154									比較	▲5	▲8	▲3									累計	▲58	▲66	▲69								
区分	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21																																																																																						
職員数	223	219	217	212	207	200	196	191	180	172	170																																																																																						
比較		▲4	▲2	▲5	▲5	▲7	▲4	▲5	▲11	▲8	▲2																																																																																						
累計		▲4	▲6	▲11	▲16	▲23	▲27	▲32	▲43	▲51	▲53																																																																																						
区分	H22	H23	H24																																																																																														
職員数	165	157	154																																																																																														
比較	▲5	▲8	▲3																																																																																														
累計	▲58	▲66	▲69																																																																																														

2	特別職及び一般職員給与の削減〔H14年度〕							
	項 目		H14	H15	H16	H17~20	H21	
	特別職 給 料	町 長	給料月額 の5%	給料月額 の7%	給料月額 の10%	給料月額 の15%	給料月額 の15%	
		副町長 教育長	給料月額 の5%	給料月額 の7%	給料月額 の10%	給料月額 の10%	給料月額 の10%	
	一般職員給料 (期末勤勉手当より削減)				給料月額 の5%	給料月額 の5%	給料月額 の5~1%	
	特別職及び一般職員 期末勤勉手当役職加算				支給停止	支給停止		
	一般職員管理職手当		支給額 の5%	支給額 の10%	支給額 の20%	支給額 の20%	支給額 の20%	
	一般職員特殊勤務手当			支給停止	支給停止	支給停止	条例改正	
	時間外勤務の抑制		縮減	縮減	抑制	抑制	抑制	
	項 目		H22	H23	H24			
	特別職 給 料	町 長	給料月額 の15%	給料月額 の15%	給料月額 の15%			
		副町長 教育長	給料月額 の10%	給料月額 の10%	給料月額 の10%			
	一般職員給料 (期末勤勉手当より削減)		給料月額 の5~1%					
	特別職及び一般職員 期末勤勉手当役職加算							
一般職員管理職手当		支給額 の20%						
一般職員特殊勤務手当								
時間外勤務の抑制		抑制	抑制	抑制				
3	議会議員報酬の削減〔H14年度〕							
	項 目	H14~ 15	H16~18	H19	H20	H21~ 22	H23	H24
	議員報酬	報酬月 額の 5%	報酬月 額の 5%	H20.8月 まで報酬 月額 の 5%		H23.8 月まで 報酬月 額の 5%	H23.11 月から 報酬月 額の 5%	H27.8 月まで 報酬月 額の 5%
議員期末勤勉 手当役職加算		支給停止	支給停止	支給停止				
4	給与の適正化(新給料表への移行による昇給基準、級別職務分類表に適合しない級への格付け等、諸手当の総点検、技能労務職の給与)〔H18年度〕							
5	消防団員定数の削減(570名⇒527名)〔H18年度〕							
6	行政区の統廃合による行政区長の削減(41名⇒39名)〔H18年度〕							
7	議会議員費用弁償の削減〔H19年度〕							
	項 目	H19	H20	H21	H22	H23	H24	
費用弁償	H20.1月 から支給 停止	支給停止	支給停止	H23.9月 まで支給 停止	H23.11 月から支 給停止	H27.9月 まで支給 停止		
8	特殊勤務手当(感染症等防疫作業手当を除く)の廃止〔H20年度〕							

参考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議員定数の削減（20名⇒18名）〔H15年度〕</li> <li>・議員定数の削減（18名⇒14名）〔H19年度〕</li> <li>・農業委員定数（選挙による委員選出）の削減（20名⇒18名）〔H17年度〕 ※議会推薦による委員選出を含め前年度比で6名の削減</li> <li>・交通教育専門員の削減（7名⇒6名）〔H17年度〕</li> </ul>
----	--

## 4 出資法人の見直し

### (1) 母畑レークサイドセンター運営協会

整理No.	事 項
1	町に準じた職員給与の見直し〔H18年度〕
2	B&G石川海洋センタープールの廃止〔H24年度〕
参考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員数の削減（事務局長を町職員が併任）〔H11年度〕</li> <li>・町に準じた職員給与の削減〔H16年度〕</li> <li>・独自事業の展開〔随時〕</li> <li>・臨時職員（調理師）の雇用、食堂メニュー・営業時間の見直し等による経営の効率化〔H24年度〕</li> </ul>

### (2) 石川町社会福祉協議会の見直し役職員と給与に関する事項

整理No.	事 項
1	町に準じた職員給与の見直し〔H18年度〕
2	役員報酬の削減（4,500円⇒3,000円）〔H18年度〕
3	社会福祉協議会推進協力員の削減（41名⇒39名）〔H18年度〕 ※沢田地区行政区の統廃合による
4	訪問介護事業収益金の効果的な活用〔H18年度〕 ※居宅介護支援事業運営経費不足分の補填
参考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登録ヘルパーの活用により職員採用の抑制</li> <li>・町に準じた職員給与の削減〔H16年度〕</li> <li>・老人福祉センター内浴室の撤去〔H16年度〕</li> <li>・敷地内駐車スペースの確保による利便性の向上〔H16年度〕</li> </ul>

## 5 財源の確保

整理No.	事 項																
1	滞納処分（差押）の強化及び処分停止の処理による未収金の縮減〔H18年度〕 ※H19年度:174件 11,388千円、H20年度:185件 10,847千円、H21年度:239件 12,309千円																
2	遊休町有地の処分計画の策定〔H18年度〕																
3	未利用町有地の払い下げ〔H18年度〕 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3件(1,304千円)</td> <td>3件(8,553千円)</td> <td>4件(658千円)</td> <td>10件(10,126千円)</td> </tr> <tr> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <td></td> </tr> <tr> <td>1件(14,500千円)</td> <td>4件(17,316千円)</td> <td>1件(34,851千円)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	H18	H19	H20	H21	3件(1,304千円)	3件(8,553千円)	4件(658千円)	10件(10,126千円)	H22	H23	H24		1件(14,500千円)	4件(17,316千円)	1件(34,851千円)	
H18	H19	H20	H21														
3件(1,304千円)	3件(8,553千円)	4件(658千円)	10件(10,126千円)														
H22	H23	H24															
1件(14,500千円)	4件(17,316千円)	1件(34,851千円)															
4	「使用料・手数料設定基準」の策定 ※原価計算の実施、減免対象範囲の標準化・適正化																
5	財政調整積立金条例、国際交流基金条例及びスポーツ振興基金条例を廃止し、各基金に属していた現金を財政調整基金に編入〔H22年度〕																

## 6 地方公営企業の見直し

### (1) 水道事業

整理No.	事 項
1	普通会計に準じた職員給与の見直し〔H18年度〕
2	簡易水道事業との組織の一本化〔H19年度〕
3	職員数の削減（浄水場運転管理業務：2名⇒1名）〔H19年度〕
4	職員数の削減（簡易水道業務：併任△2名）〔H19年度〕
5	簡易水道事業との一元管理の実施〔H19年度〕
参考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水道メーター検針の民間委託</li> <li>・浄水場休日管理業務及び夜間管理業務の個人委託</li> <li>・給水停止や徴収体制の強化による料金未納者の解消</li> <li>・普通会計に準じた職員給与の削減〔H16年度〕</li> </ul>

### (2) 簡易水道事業

整理No.	事 項
1	一般会計に準じた職員給与の見直し〔H18年度〕
2	水道事業との組織の一本化〔H19年度〕
3	職員数の削減（水道業務：併任△2名）〔H19年度〕
4	水道事業との一元管理の実施〔H19年度〕
参考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水道メーター検針の民間委託</li> <li>・浄水場等機械・電気設備維持管理の民間委託</li> <li>・徴収体制の強化による料金未納者の解消</li> <li>・一般会計に準じた職員給与の削減〔H16年度〕</li> </ul>

### (3) 宅地造成事業

整理No.	事 項
1	谷津団地1区画を分譲〔H22年度〕
2	谷津団地1区画を分譲〔H24年度〕
参考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・未売却地区画面積の分割</li> <li>・未売却地分譲価格の引き下げ</li> <li>・町ホームページ掲載等による分譲情報の発信</li> <li>・分譲地販売促進のため、宅地建物取引業者と一般媒介契約の締結</li> </ul>

## 【参考】財政指標等の推移

単位：千円、%、人

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	比較(H24-H19)
特定目的基金 現在高	904,928	1,063,245	1,101,723	1,400,688	1,850,258	2,436,116	1,531,188
うち財政調整基金	104,000	154,000	154,000	364,300	514,300	814,300	710,300
うち減債基金	0	0	0	0	0	150,000	150,000
地方債現在高	5,574,031	5,125,109	4,780,182	4,714,202	4,768,661	4,655,911	△ 918,120
うち臨時財政対策債	1,812,165	1,940,482	2,164,422	2,494,853	2,705,517	2,903,407	1,091,242
債務負担行為額 (次年度以降支出予定額)	1,202,933	1,037,915	821,129	646,063	487,786	352,802	△ 850,131
実質公債費比率 (3ヶ年平均)	22.5	20.5	17.9	15.0	13.2	11.1	△ 11.4
将来負担比率	108.7	90.8	81.0	63.3	47.6	24.4	△ 84.3
経常収支比率 (臨時財政対策債含む)	89.4	84.0	83.4	78.3	78.2	79.7	△ 9.7
職員数(4月1日現在) (派遣職員除く)	180	172	170	165	157	154	△ 26